



令和2年度診療報酬改定のポイント ～COVID-19特例措置のおさらい・外来向け～

令和 3年 3月

診療報酬サポートチームMSG

有限会社メディカルサポートシステムズ
公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会
神奈川県支部副支部長
認定医業経営コンサルタント第5590号

細 谷 邦 夫

これまでの特例措置1 (令和2年12月18日中医協資料より)

- ◆ 令和2年4月8日～
 - ▶ 新型コロナウイルスへの感染を疑う患者、必要な感染予防策を講じた上で実施される外来診療を評価し、院内トリアージ実施料(300点/回)を算定できることとした。
 - ▶ 入院を要する新型コロナウイルス感染症患者に、必要な感染予防策を講じた上で実施される診療を評価し、救急医療管理加算(950点/日、特例的に、14日間まで算定可能)、及び二類感染症入院診療加算250点/日)を算定できることとした。
- ◆ 令和2年4月10日～
 - ▶ 電話や情報通信機器を用いた診療について緩和。(筆者追加)
- ◆ 令和2年4月18日～
 - ▶ 重症の新型コロナウイルス感染症患者(※1)について、特定集中治療室管理料等を算定する病棟に入院している場合の評価を2倍に引き上げた。
 - ▶ 中等症の新型コロナウイルス感染症患者(※2)について、救急医療管理加算の2倍相当(1,900点)の加算を算定できることとした。
 - ▶ 医療従事者の感染リスクを伴う診療を評価し、人員配置に応じ、二類感染症患者入院診療加算に相当する加算を2～4倍算定できることとした。
 - ▶ ※1 ECMO(対外式心肺補助)や人工呼吸器による管理等、呼吸器を中心とした多臓器不全に対する管理を要する患者
 - ▶ ※2 酸素療法が必要な患者

これまでの特例措置2 (令和2年12月18日中医協資料より)



◆ 令和2年5月26日～

- ▶ 重症及び中等症の新型コロナウイルス感染症患者について、専用病床の確保などを行った上で受け入れた場合、2倍に引き上げた評価をさらに3倍に引き上げた。また、中等症患者のうち、継続的な診療が必要な場合には、救急医療管理加算の3倍相当の加算について、15日目以降も算定できることとした。※ 例: 特定集中治療室管理料3(平時)9,697点 → 臨時特例(2倍)19,394点 → 更なる見直し(3倍)29,091点
- ▶ 診療報酬上の重症・中等症の新型コロナ患者の対象範囲について、医学的な見地から引き続きICU等における管理が必要な者を追加した。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の疑似症として入院措置がなされている期間は、今般の感染症患者に対する特例的な取扱いの対象となることを明確化した。

◆ 令和2年9月15日～

- ▶ 呼吸不全管理を要する中等症以上の新型コロナウイルス感染症入院患者の診療について、3倍相当の救急医療管理加算をさらに5倍に引き上げた。

これまでの特例措置3 (令和2年12月18日中医協資料より)

◆ 令和2年12月15日～

- ▶ 6歳未満の乳幼児に対し、小児特有の感染予防策を講じた上で外来診療等を実施した場合、初再診に関わらず患者毎に、医科においては100点、歯科においては55点、調剤においては12点に相当する点数を、特例的に算定できることとした。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で入院診療を行った場合の評価を3倍に引き上げた。
- ▶ ※これまでの臨時特例 二類感染症患者入院診療加算(1倍)250点 → 今回の見直し(3倍)750点

乳幼児感染予防策加算(COVID-19特例)

- ◆ 特例加算の名称及び点数
 - ▶ 乳幼児感染予防策加算(診療報酬上臨時的取扱) 100点
- ◆ 対象となる所定点数
 - ▶ 初診料、再診料、外来診療料、小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料
 - ▶ 上記について要件を満たせば算定できる加算も算定可能
- ◆ 算定要件
 - ▶ 小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行う(下記参照)
 - ▶ 小児の外来診療におけるコロナウイルス感染症2019(COVID-19)診療指針
 - ▶ 患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得る
 - ▶ 電話や情報通信機器を用いた診療では算定不可
 - ▶ 医科外来等感染症対策実施加算(5点)と併算定可能
- ◆ 対象患者
 - ▶ 6歳未満の乳幼児

乳幼児感染予防策加算（COVID-19特例）

◆ 施行日

- ▶ 令和2年12月15日から
- ▶ 令和3年9月30日までの予定だが延長される可能性もあり

◆ マスターコード

- ▶ 乳幼児感染予防策加算（初診料・診療報酬上臨時的取扱） 111013970
- ▶ 乳幼児感染予防策加算（再診料・外来診療料・診療報酬上臨時的取扱） 112023970
- ▶ 乳幼児感染予防策加算（小児科外来診療料等・診療報酬上臨時的取扱） 113033270

乳幼児感染予防策加算(COVID-19特例)

◆ 案内文の例

＜受診に関するご案内＞

- ▶ 当院では「小児の外来診療におけるコロナウイルス感染症2019(COVID-19)診療指針」に基づいた感染対策を実施しております。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の感染対策として、ご来院になる方全員の手洗い(手指消毒)とマスク着用をお願いいたします。
- ▶ ご来院時の体調により待合室以外の場所でお待ちいただく場合があります、ご了承ください。
- ▶ 上記の対応に対し、時限措置として6歳未満の小児患者に対する診療報酬が追加され、診療明細書に項目が表示されております。
- ▶ その他ご不明な点などありましたらスタッフまでお申し出ください。

医科外来等感染症対策実施加算（COVID-19特例）

◆ 特例加算の名称及び点数

- ▶ 医科外来等感染症対策実施加算 5点

◆ 対象となる所定点数（P10に一覧表）

- ▶ 初診料、再診料（電話等再診を除く）、外来診療料、小児科外来診療料、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、在宅患者訪問診療料（I）、在宅患者訪問診療料（II）、在宅患者緊急時等カンファレンス料
- ▶ 以下の点数は初診料、再診料、外来診療料を算定する場合には加算出来ないので注意
 - ▶ 救急救命管理料、退院後訪問指導料、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、在宅患者訪問点滴注射管理指導料、在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者訪問栄養食事指導料、精神科訪問看護・指導料

◆ 対象患者

- ▶ 次ページの算定要件を満たす患者
- ▶ 全年齢が対象であり、診療科の縛りはありません

医科外来等感染症対策実施加算（COVID-19特例）

◆ 施行日

- ▶ 令和3年4月1日から
- ▶ 令和3年9月30日までの予定だが延長される可能性も有り

◆ 算定要件

- ▶ 特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行う
- ▶ 電話や情報通信機器を用いた診療では算定不可

◆ 留意点

- ▶ 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第4.2版」等を参考に感染防止等に留意した対応を行う
 - ▶ <https://www.mhlw.go.jp/content/000742297.pdf>
- ▶ 感染防止等に留意した対応の例
 - ▶ 状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者及び利用者への診療等を実施すること
 - ▶ 新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行うこと
 - ▶ 病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行うこと

医科外来等感染症対策実施加算(COVID-19特例)

	加算可能な点数	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> ・初診料 ・再診料(電話等による再診を除く) ・外来診療料 	③と併算定する場合は加算可能か注意
②	<ul style="list-style-type: none"> ・小児科外来診療料 ・外来リハビリテーション診療料 ・外来放射線照射診療料 ・地域包括診療料 ・認知症地域包括診療料 ・小児かかりつけ診療料 ・在宅患者訪問診療料(I)(II) ・在宅患者緊急時等カンファレンス料 	
③	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命管理料 ・退院後訪問指導料 ・在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料 ・在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 ・在宅患者訪問薬剤管理指導料 ・在宅患者訪問栄養食事指導料 ・精神科訪問看護・指導料 	①と算定する場合は加算不可

COVID-19特例疑義解釈(医科のみ抜粋一部改変・令和3年2月26日)



- ◆ 問1、2について、患者及び利用者の診療等において、「特に必要な感染予防策」とは、どのようなものか。
 - ▶ (答)「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行うこと。
 - ▶ (感染防止等に留意した対応の例)
 - ▶ 状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者及び利用者への診療等を実施すること。
 - ▶ 新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行うこと。
 - ▶ 病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行うこと。

- ◆ 問2、2(1)について、外来診療において特に必要な感染予防策を講じて診療等を行う保険医療機関等において、いわゆる0410通知に基づき、電話や情報通信機器を用いた診療又は服薬指導を実施した場合、医科外来等感染症対策実施加算を算定することができるか。
 - ▶ (答)算定できない。

COVID-19特例疑義解釈(医科のみ抜粋一部改変・令和3年2月26日)

- ◆ 問11、乳幼児感染予防策加算と医科外来等感染症対策実施加算について、それぞれの算定要件を満たした場合、併算定できるか。
 - ▶ (答)併算定できる。

以上、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その35)」から
- ◆ 問1、在宅医療の部に掲げる診療報酬点数のうち、算定できる患者を「通院が困難な者であること又は疾病・負傷等のために通院による療養が困難な者」としているものは、自宅・宿泊療養を行っている患者でも当該要件を満たすものと考えてよいか。
 - ▶ (答)よい。
- ◆ 問2、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、当該患者又はその看護に当たっている者から新型コロナウイルス感染症に関連した訴えについて、往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し、これを行った場合、緊急往診加算は算定できるか。
 - ▶ (答)算定可。

COVID-19特例疑義解釈(医科のみ抜粋一部改変・令和3年2月26日)



- ◆ 問5、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、在宅酸素療法に関する指導管理を行った場合、在宅酸素療法指導管理料2「その他の場合」(2,400点)を算定できるか。
 - ▶ (答)算定可。ただし、この場合において、新型コロナウイルス感染症の自宅療養・宿泊療養に係る対応である旨及び在宅酸素療法が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- ◆ 問6、問5の場合において、酸素ボンベ加算、酸素濃縮装置加算、液化酸素装置加算、呼吸同調式デマンドバルブ加算又は在宅酸素療法材料加算を算定できるか。
 - ▶ (答)使用した場合には算定可。

COVID-19特例疑義解釈(医科のみ抜粋一部改変・令和3年2月26日)

- ◆ 問7、自宅・宿泊療養を行っている者であって、「在宅酸素療法指導管理料2 その他の場合」以外の第1款各区分に掲げる在宅療養指導管理料のいずれかの所定点数を算定するものに対して、在宅酸素療法を行う場合に、酸素ボンベ加算、酸素濃縮装置加算、液化酸素装置加算、呼吸同調式デマンドバルブ加算又は在宅酸素療法材料加算を算定できるか。
 - ▶ (答)使用した場合には算定可。ただし、この場合において、新型コロナウイルス感染症の自宅・宿泊療養に係る対応である旨及び在宅酸素療法が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

以上、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その36)」から

消費税の表示方法について

MS

- ◆ この4月から消費税の表示が「総額表示」とすることが義務化されます。
 - ▶ 3月いっぱいには経過措置で外税、内税はどちらでも良い
 - ▶ 自費の一覧表などは個別指導時に指摘される可能性があります

- ▶ 例) 診断書の金額表

- : 3, 300円

- ×: 3, 000円(税別)

- ◆ 「総額表示」の義務付け

- https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6902_qa.htm#q1

その他

ご清聴ありがとうございました



診療報酬研究会著の診療報酬マニュアルがじほう社より刊行されました。

『患者さんと共有できる

外来点数マニュアル2020年度版』